

## 1 件 名 三浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

生涯学習は、教育委員会が所掌する業務範囲だけではなく様々な場所や機会において行われており、市長が所掌する業務範囲に及んでいる。このため、教育委員会が所掌する文化、スポーツ及び生涯学習関係施設に関する業務を市長に移管して生涯学習業務を集約し、市長が所掌する市民協働やコミュニティづくりなどと合わせて推進し、文化・スポーツの振興を図るため、条例を制定するものである。

### 3 条例の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 図書館、公民館、視聴覚ライブラリー、文化財資料館及び白秋記念館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

### 4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

### 5 その他

- (1) 附則で三浦市文化財保護条例、三浦市視聴覚ライブラリー条例、三浦市スポーツ推進審議会条例、三浦市公民館条例、三浦市文化財資料館条例及び白秋記念館設置条例の一部改正を行う。
- (2) 処分、手続その他の行為の経過措置規定を設ける。